

## 北里大学医療衛生学部同窓会出張旅費規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、北里大学医療衛生学部同窓会（以下「本会」という。）の役員、代議員及びその他理事会で認められた者が、本会の業務等により出張する場合の旅費支給について必要な事項を定めるものとする。

### (出張の種類)

第2条 この規程による出張の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本会の業務による出張
- (2) その他理事会で認められた出張

### (出張の手続)

第3条 前条に規定する出張をするときは、本会に事前に利用経路を含め、届け出なければならない。ただし、理事会で承認した出張は、これを省略することができる。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊費とする。

### (支給基準)

第5条 旅費は、次の基準により支給する。ただし、出張先その他から旅費の補助を受けて出張する場合は、この規程により支給される旅費からそれぞれ補助された金額を差し引いて支給する。

#### (1) 交通費

- ア 交通費は、最も経済的かつ効率的な経路及び方法により算出する。
- イ 交通費は、原則として鉄道運賃とする。ただし、出張地が鉄道距離にして500km以上遠にある場合は、航空運賃（できる限り割引料金での購入）を支給することができる。
- ウ 特急（急行）を利用する区間においては、特急（急行）料金を支給できる。
- エ 新幹線及びその他の在来線特急（急行）の利用に当たっては、特急（急行）指定席利用料金を支給する。
- オ 電車、バス等の通常の交通機関のない場合に限り、タクシー等の料金を支給する。
- カ 本会定期総会の交通費については、総会構成員の自宅から会場までの往復交通費の実費を支給するものとする。
- キ 100km以上または実質2時間以上かかる場合は、遠距離として扱い、上記の交通費を適応する。

#### (2) 日当

出張日数に応じて1日3,000円を支給する。

#### (3) 宿泊費

宿泊数に応じて1泊10,000円を支給する。なお、政令指定都市（東京都を含む）に宿泊した場合は、11,000円を上限とする。

(旅費の支払)

第6条 第5条に定める旅費は、原則として帰着後2週間以内に交通費及び宿泊費の領収書等を添付のうえ当該旅費の請求をおこなうこと。なお、航空機利用の場合は領収書の他に搭乗者名が示されている搭乗券の半券等を提出すること。また、やむを得ない理由でタクシー等を利用する場合は領収書に理由を付して提出すること。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月14日から施行する。